

令和 5 年  
第 6 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和5年第6回立川市農業委員会総会日程

日時 令和5年6月26日（月）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号	都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
議案第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
  - (1) その他
- 6 閉会

令和5年第6回立川市農業委員会総会

令和5年6月26日（月）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日は、また天気の良い中、本当に忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

1 点、まず報告をさせていただきたいと思います。本日午前中に、市議会のほうの議会で次期農業委員会の委員を、推薦された委員さんが全て承認をされましたことを、まずもって報告させていただきたいと思います。

それと、あと 1 点、先日、東京都の農業会議の総会に出席をいたしまして、全国農業新聞普及推進功労農業委員会の表彰がございまして、立川でも毎年表彰されている中で、東京都農業会議全国農業新聞東京都支局表彰ということで、過去 2 年間の普及部数の平均が委員の 2 倍以上の農業委員会が表彰されまして、立川も表彰されました。

あと、もう 1 点、全国農業会議所の、こちらもちろん、農業新聞の関係で表彰がありました。普及部数が委員の 5 倍以上の農業委員ということで、立川の農業委員会も表彰されましたので、ここで報告を申し上げます。表彰状は事務局にお渡ししておりますので、以上になります。

この 2 4 期の農業委員会も今日と、あと来月で、2 回となります。その中で、今日は特に、来年度における事業の見直しというのが、全員協議会の中で皆さんに検討していただく議題がございまして、そういった内容もありますので、ちょっと時間がかかるかなと思いますけれども、ぜひ皆さんの協力でスムーズに進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 5 年第 6 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員が御出席しておりますので、本総会は成立をしております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長　　初めに、議事録署名委員の指名です。今回は16番の島田加美委員、3番の粕谷委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が4件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が4件でございます。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長　　それでは、初めに(1)事務報告を行わせていただきます。申し訳ございません。着座の上、御説明申し上げます。

5月30日(火)、全国農業委員会会長大会が文京シビックホールで開催をされまして、会長が出席をされました。

5月31日(水)、農業者年金担当者会議が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

6月1日(木)、新規就農・農地貸借担当者会議が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

6月2日(金)、主任職員協議会・職員研究会通常総会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

6月6日(火)、農地パトロールを農業経営部会と事務局で行いました。

6月9日(金)、相続税納税猶予制度研修会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

6月16日(金)、生産緑地制度研修会が開催されまして、事務局が参加をいたしました。

6月19日(月)、東京都農業会議の理事会、常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席をされました。

6月22日(木)、農業委員会地区別広域連携会議が、くたち北市民プラザで開催をされまして、会長、職務代理及び次長が出席をされました。

委員会といたしましては、6月15日(木)に6月の総会に向けた現地調査、26日(月)午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会の開催でございます。

明日以降の予定でございます。

7月7日（金）、農地専門職員研修会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

7月19日（水）、東京都農業会議理事会・常設審議委員会がJA東京南新宿ビルで開催をされ、会長が出席予定でございます。

委員会といたしましては、7月6日（木）に7月の総会に向けた現地調査、14日（金）午後3時より第7回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。

また、来月は改選に伴いまして、7月20日（木）午後2時より臨時総会、終了後、臨時全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出4件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は西砂町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は3,195㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は幸町3丁目の4筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は892㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は西砂町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は235㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は錦町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は256㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出４件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は上砂町５丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１４８㎡。転用目的は作業場・倉庫用地でございます。

２件目。農地の所在は西砂町５丁目の３筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は２，４３３㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目。農地の所在は錦町６丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は４１５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目。農地の所在は砂川町５丁目の３筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１，５４９㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

清水委員、お願いします。

１４番 農地法第４条第１項第７号の４の錦町５丁目２１９番地の９で、備考欄のところに事務局長専決というものがありますけれども、これは何か特別に意味があるのでしょうか。

議長 後ほどまた、こちらについても説明しますけれども、事務局より説明をお願いします。

係長 こちらに記載させていただいております事務局長専決につきましては、先月の全員協議会の中で、事務の見直し、改善の中で、現況がもう既に開発済みであったり周りに畑等がない場合につきましては、事務局長専決という形で事務局のほうで調査をし、地区の担当委員の方には調査をしていただかないで、

こちらの総会での報告のみとさせていただきたいということで御提案をさせていただきました。その旨につきまして、本来であれば次期農業委員会からということで、改善のほうを皆様に諮ったところではありますが、会長等と相談させていただきました。今回から事務局長専決を、少し早い形ではありますが、進めさせていただきました。

ですので、今回こちらの場所につきましては、周りが畑等がない場所となりまして、周りが宅地と、あと、西側についてはグラウンドという形で、そのの筆全体、畑の筆全体が今回転用となりましたので、事務局長専決という形でこちらのほうはさせていただきます案件となります。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

清水委員、よろしいでしょうか。

14番 分かりました。

議長 ありがとうございます。

そのほかありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案について審議をしたいと思います。

私なんですけど、今回、現地調査を、東京都農業会議の業務により、私のほうに参加ができなかったため、金子職務代理にお願いをいたしましたので、補足説明は職務代理よりお願いしたいと思います。議事進行はこのまま私のほうで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第1号について説明をお願いいたします。

次長 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

議案第1号、現地調査を6月15日、申請人立会いの下、金子職務代理、清水清史委員、田中委員、中丸委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は柏町2丁目の1筆と3丁目の2筆、4丁目の1筆になります。

略図1-1を御覧ください。略図1-1は砂川七番交差点の西、五日市街道とすずかけ通りの間に広がる農地です。ビワや梅などの果樹のほか、ネギや里芋などを栽培しておりました。

略図1-2を御覧ください。略図1-2は、柏小学校の西、平成新道の南に広がる農地で、南東の農地は里芋を、北西の農地はブロッコリーを栽培しておりました。

3か所とも肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第1号は以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を清水清史委員、田中委員、中丸委員、横幕委員、金子職務代理の順でお願いしたいと思います。

それでは、清水委員、お願いします。

5番 この方は親子2人で作業している方で、野菜農家の方です。出荷自体は全部市場の出荷ということです。

先ほど事務局から言われましたとおり、作物に関しては、同じなんですけれども、ここで、1-2の、先ほどブロッコリーと言われましたところは、もう既に耕うんされて、ブロッコリーはもうありません。境界石も全て確認してありますので、問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いします。

10番 3つの畑ともきれいに耕うんされておられて、とてもよい畑だと思っております。また、この畑に対しまして職務代理のほうが、ちょっとこの畑は窒素が足りないんじゃないかなというふうなアドバイスもして、よかったなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、中丸委員、お願いします。

1 3 番 どの畑においても管理は良好なものでした。何の問題もないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、金子職務代理、お願いします。

2 番 今、3人の委員の方が言ったとおり、境界石は全て委員の方と確認はできました。畑に関しても本当にすばらしく、きれいな畑です。管理も行き届いていて問題はないと思います。

先ほど田中委員が言いましたけれども、あれは別問題ですから、畑の管理はよくできているはずだということで報告をさせていただきます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問などがありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人には相続税納税猶予制度について十分御理解いただけていると思いますが、本総会におきまして改めてその意思を確認させていただきたいので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思

います。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 こんにちは。お忙しい中、また暑い中、お越しいただきましてありがとうございます。

私のほうからは納税猶予制度のあらましと確認事項を、2点お話しさせていただきますので、お答え願いたいと思います。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 私は、父母と共に農業を行ってきました。今後も生涯にわたり農地の適切な肥培管理を行い、安全安心な農産物の生産を心がけ、農業経営を維持、継続していくつもりです。

2点目ですが、先ほど私は自ら生涯にわたり農業を行うことを約束いたしました。既に後継者として長男も農業を行っております。また、そのほかにも、近くに住む長女や長女の夫の手伝いもあります。このように家族、子供の協力、支援により農業経営を継続していくつもりでございます。

以上ですが。

17番 ありがとうございます。御長男も私はよく存じ上げていますので、これからも体に気をつけて農業経営を行っていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

続きまして、粕谷土地利用部会長、よろしく申し上げます。

3番 本日は梅雨の合間、晴れ間の忙しい時間にお越しいただき、ありがとうございます。

先ほどの質問と少し重なるような部分もありますが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納税することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お聞かせください。

申請人 相続税の納税猶予制度がなければ都市では農業を続けられないと思っております。農地を無許可で貸してはいけないこと、また、許可を受けて貸した場合でも、農業経営に一定の関与を続けていかないと、次の相続のときに買取り申請ができなくなるということも承知しております。

今後も私自身で肥培管理を行い、家族の協力の下、農業経営を行っていくつもりであり、農地を貸すということは全く考えておりません。

もし万が一、私や家族が障害などの理由により農業経営ができなくなった場合には、まず農業委員会の皆様に御相談したいと思っております。

これからも葉菜類を中心に生産し、市場への出荷や直売を行い、農業を継続していくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。またこれから暑くなりますし、健康には十分留意されて、お仕事頑張ってください。ありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで御質問などがありましたら、お願いしたいと思えます。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私から申請人にお願いなどがありますので、お願いしたいと思えます。

もう御存じだと思えますけれども、3年に1回、税務署から用紙が来て、その報告をすることになっております。その前に農業委員がまた現地調査をして、その後、総会に諮り、証明書を発行することになりますので、また3年に1回、御協力をお願いしたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、本日、両部会長からいろいろ質問があった内容が、こちらの封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら、もう一度御家族に目を通していただいて、猶予制度というものはこういうものだということを御家族の方にも御理解いただきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、本日はこれで終わりでございますので、今後とも

よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第2号について説明をお願いいたします。

次長 それでは、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について説明いたします。

議案第2号、現地調査を6月15日、借受人立会いの下、金子職務代理、内野委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。略図1は、砂川三番の西、五日市街道の南側に広がる農地です。

事業計画の内容としましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定し、植木の生産を行うというものでございます。搬入路が十分取れないため、軽トラックで作業できるツツジやツゲなどの低中木を中心に、半年から3年で回していきたいとのことでした。

審査要件①、全部効率利用要件ですが、借受人は認定農業者として現在約1万7,000㎡の農地を耕作しており、貸付人も1割以上の従事をする事となっていることから、農地全体にわたって効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

審査要件②、農作業の常時従事要件ですが、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしていると考えます。

審査要件③、地域との調和要件ですが、品目の選定や栽培方

法についても地域に調和し、地域事情に配慮するとのことですので、問題が生じることはないものと考えます。また、本法律における新たな要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売するなどの複数の要件のうち、1つ以上を満たす必要がございます。本計画では、生産した農作物の5割以上を市内もしくは隣接市で販売する予定であることから、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を内野委員、清水茂男委員、横幕委員、金子職務代理の順でお願いいたします。

では、初めに内野委員、お願いします。

8番 この方なんですけれども、大体の内容は事務局の方が説明したとおりなんですけれども、略図の畑なんですけれども、上と下に今ちょっと長方形の形で分かれていると思うんですけれども、下のほうの右側がずっと緑色のフェンスに囲まれています。道も狭いこともあり、3トンのクレーン車を持っているんですけれども、ちょっとそれでは作業ができないということで、軽トラを使った作業になると思います。

植え付けるのは垣根材、背の低い、高くても大体2mぐらいとおっしゃっていましたがね。このフェンスのところ、雨が降ると土が道路のほうに流れてきているらしいので、フェンスの畑側のほうに作業できるような道を造って、そこを軽トラとかが置けるような感じになると思います。住宅街に囲まれていますので、あまり大きい車とかも使えないとおっしゃっていました。

そんなものですかね。

あとは、申請者のほうは、自分で今使用している畑のほうも肥培管理も良好で、特に問題はないと思います。あと、この場所で農薬を使う場合も、周囲の環境に配慮して農薬とかの散布をしたいとおっしゃっておりました。申請者は農業委員の経験もありますので、そのところも詳しく分かっていると思いますので、特に問題はないと思います。

あと、農機具のほうの確認は、申請書どおりになっていましたので、特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 内野委員とほとんどダブってしまいましたが、この畑に接道している道は大変狭いので、軽トラで搬入できるような低木、ツツジ等を中心に生産したいということでした。その道路に面しては、土が流出しないように、道路に面したところは中道にするということで計画するというので、周りの環境等にも大分配慮をしているようですので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、お2人の委員さんがおっしゃったとおりだと思います。まだこれから植えるところですが、今後、半年から2年の間、ツツジのような背の低い木を植えたいということですか、販路のこととか、とてもプランニングがしっかりしていますので、意欲的だと思いました。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、金子職務代理、お願いします。

2 番 私も3人の農業委員と同じ意見ですが、確かに、ちょっと作業するには狭いかなと。周りとの、地域との環境のことも考えて、消毒とか、いろんな小さい植木を植えるということで問題はないですね。本当にほかの畑も一生懸命やっ

ますし、多分言われるとおりのものができて、3年ぐらいで片づける小さい低木を回転よく販売して生産するということでしたので、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。質問ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

都市農地の貸借円滑化法の規定による事業計画などについて御説明などをお願いしたく、本日、出席をお願いしましたので、御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず、私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として、平成30年に施行されたものです。本法律においては申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査・決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。申請人におきましては、生産された植木のおおむね5割以上を、立川市内や近隣の隣接している市町村に販売するという計画が掲げられております。

そこでお聞きします。

当該事業内容の詳細について説明をお願いいたします。

申請人 まず、お借りできるということになった場合に、うちの農業形態は植木の生産が主体となっておりますので、野菜とはち

よっと違う場面があるかと思えますけれども、現地確認したかと思うんですけれども、周りが全部新しい住宅に囲まれているということで、うちのほうは低木、あと中木を中心に、おおむね2 mから2.5 mぐらいで、もう出荷するようなものを植える予定です。

立川市に50%とか、近隣とかということなんですけれども、ほぼ取引関係の業者関係は、ほとんど立川、あと東京都の関係、または一部ちょっと他県も入るかもしれないけれども、ほとんどがもう東京都内、特に三多摩を中心に取引しておりますので、立川がもう……。だと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、当事業計画の認定につきましては貸付人の責務についても掲げなくてははいけません。具体的には、借受人の年間従事日数の1割程度を貸付人が従事する必要があります。これは、将来相続が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保とするため、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。

そこでお聞きします。

貸付人の従事作業等の関与の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

申請人 所有者の方と、ちょっとお話をしまして、特に草とか、そういった除草関係は、お互いによく話し合っ、特に所有者のほうやっていたらというように。もちろん間に合わない場合には、うちも手伝うということで、一応そういった形で、あとは近隣に迷惑がかかってと。常に私のほうも毎日見ているわけではないんですけれども、何か気がついたことだとか、苦情が来た場合には、必ず対処していただけるということで話し合っております。

よろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようなので、いろいろと本日質問に答えていただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで本日の質問内容は全て終了となりますので、本日はお忙しい中、わざわざ来ていただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、決定することに決めます。

続いて、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、7件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

議案第3号、現地調査を申請者、金子職務代理、田中委員、内野委員、島田加美委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

議案第3号の1と2については、御家族でありますので、両方まとめてとさせていただきます。特例農地は幸町5丁目の4筆と6丁目の3筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は、砂川八番交差点の北、自宅裏に広がる農地で、梅を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図1-2を御覧ください。略図1-2は、第四中学校の裏に広がる農地で、トウモロコシやナス、サツマイモを栽培しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

略図 2 を御覧ください。略図 2 の南西、たかのみち保育園の裏に広がる農地で、保育園の体験用としてジャガイモを栽培しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。略図 2 の北東、幸町団地の北に広がる農地は梅を栽培しておりました。北東の境界が不明でしたが、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 3、特例農地は幸町 5 丁目の 3 筆となります。略図 3 を御覧ください。略図 3 は、砂川八番の北西、五日市街道北の自宅裏に広がる農地で、ソヨゴやシラカシ、アーモンドなどの植木生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第 3 号の 4、特例農地は砂川町 7 丁目の 1 筆となります。略図 4 を御覧ください。略図 4 は、西武拝島線の北、砂川公園の北に広がる農地で、三方を宅地に覆われております。里芋やスイカなどが植えられており、空いたところもこれからの作付に向けて耕うんされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第 3 号の 5、特例農地は砂川町 3 丁目の 1 筆、8 丁目の 1 筆及び上砂町 4 丁目の 9 筆、5 丁目の 1 筆となります。略図 5 - 1 を御覧ください。略図 5 - 1 は、武蔵砂川駅の南、五日市街道北の自宅裏と玉川上水路の北側に広がる農地です。南側の農地はジャガイモやネギ、ピーマンなどの露地野菜の栽培や、ヒメシャラなどの植木生産を行っておりました。道路沿いの境界木もきれいに剪定されておりました。玉川上水を渡ったすぐ北の農地は、ハナミズキなどの植木生産をされておりました。また、少し離れて東に広がる農地は、これからの作付に向けて耕うんされておりました。3 か所とも肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図 5 - 2 を御覧ください。砂川三番の北、西武拝島線のすぐ南側と線路を挟んだ北側に広がる農地です。南側の農地はハナミズキなどの植木生産を行っておりました。肥培管理は良好でしたが、踏切横の境界が不明でした。北側の農地も同様に植木生産をしておりましたが、こちらは耕うんや植え付けをされていない部分が広く残ってしまし

た。また、一部境界が埋もれているところもありました。略図5-3を御覧ください。略図5-3は、武蔵砂川駅の西、線路北に広がる農地で、ハナミズキなどの植木を生産されておりました。こちらでは根元付近で一度伐採し、複数の幹が根元から生えるよう、株立ちという手法で生産しているものが見られました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第3号の6、特例農地は一番町1丁目の1筆となります。略図6を御覧ください。略図6は天皇橋の南方、昭島市境に広がる農地で、ネギやサツマイモのほか、トマトやナス、トウモロコシなどの夏野菜を栽培しておりました。肥培管理は大変良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第3号の7、特例農地は一番町2丁目の1筆と西砂町1丁目の5筆となります。略図7-1を御覧ください。略図7-1は、西武立川駅の北西、五日市街道南の自宅裏に広がる農地で、エダマメやナス、ニンジンなどの露地野菜のほか、ハウス内ではアスパラガスなどを栽培しておりました。肥培管理は良好でしたが、複数の境界で不明の箇所がございました。略図7-2を御覧ください。略図7-2は、西武立川駅の東方、西武拝島線の南に広がる農地で、ギンナンやイチジクなどの果樹を生産しておりました。現地調査時に天候が悪化したため、後日、鈴木和昌委員に確認をしていただいております。

議案第3号についての説明は以上でございます。

議長            ありがとうございます。

議案第3号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を、1番から3番を金子職務代理、3番を横幕委員、4番を田中委員、横幕委員、金子職務代理、5番を内野委員、横幕委員、金子職務代理、6番を島田加美委員、横幕委員、金子職務代理、7番を鈴木和昌委員、横幕委員、金子職務代理の順でお願いしたいと思います。

それでは、1番から3番を金子職務代理、お願いします。

2番            この方は、保育園を運営しながら農地のほうを管理してい

るということで、1-1、これは事務局のほうから説明がありましたけれども、1-1の地図の場合には、これは梅畑で、境界線もちゃんとしていますし、管理は行き届いて、十分きれいだと思います。

1-2のほうは、これは保育園が一部、上のほうにあるんですけれども、反対側に、あのときはまだ耕うんしていたんですけれども、今、保育園のサツマイモが植わっていて、きれいに生育しているし、一番北のところは前回の調査、3年前の調査のときには植木が雑然としていたんですけども、そこを伐根して、ちゃんと境界が見えるようにして、畑になっていました。

2の略図ですけれども、幸町6-32-5のほうは保育園用のジャガイモ、あと、ミカンと。園児がそこで収穫体験ができるような農地で、ここは境界線がはっきりしていました。

6-35-1、2。これは梅林なんですけれども、先ほど事務局から言われたように、玉川上水のほうの境界線が、ちょっと西と東、分からなかったので、後日探して、くいを立ててくれと言ったんですけれども、おととい行ったときにはまだ立ってなくて、探している状態でありました。それと、東側が伐根した梅の木の根っことか、木があったんですけれども、それも隣が植木屋さんで、雑草が来ないように植木を置いているから、同じように置いてあったんですけれども、それは片づけてくださいということで言ってあります。それも片づけ始めていますし、今、北の境界線も見つけていますので、今のところ、ほかの部分では問題はないと思います。

では、3番目ですね。この方は、この方も、ちょっと商売をされていて、実家というか、自分の畑ですけれども、ある程度、植木屋さんと一緒にやっています。先ほど事務局のほうからもありましたように、ソヨゴとかシラカシ、珍しいなと思ったのは、アーモンドの木があるって初めてで分からなくて、アーモンドになっているのも見ました。珍しいものが植わっていて、境界線はちゃんと確認しましたし、畑のほうも中はちゃんと管理できていたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 2 番の方です。ソヨゴやシラカシ、それから、今、話に出ましたアーモンドの実がなっているのを見ました。アーモンドを栽培している農家は、まだ立川では少ないということですが、アーモンドに限らず、最近では食べられる、実のなる木を植える、植木を作る農家さんが増えているという話になりました。

農地そのものは大変きれいに管理されていて、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4 番を田中委員、お願いします。

1 0 番 4 番の畑でございますけれども、南側のほうに砂川公園がございます、両サイドのほうを住宅に囲まれた農地でございます。

当日、申請者のほうは、もう高齢で、ちょっと目が悪くなっておりまして、次男の方が対応していただきました。次男の方も勤めてございますので、土曜、日曜と農業のほうにいそしんでいただいております。

当日はジャガイモと里芋等が植えられておりました。また、ほかの空いているところも、今後いろんなものを植えるようなことを言っておりましたので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 特に変わった意見はありません。ジャガイモに関しては、今年は気温が低かったので、ちょっと成育が悪いという話になりましたが、そのほかの点では特に問題になることはありませんでした。

議長 ありがとうございます。

金子職務代理、お願いします。

2 番 私も、今の両委員が言ったとおり、大変きれいな畑で、境界もしっかりしていましたし、畑もきれいにうなり。ただ、一部、残渣を捨てる穴があったので、これは1年1年ですよねという確認をしたら、1年1年でということで答えていただきましたので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5番を内野委員、お願いします。

8 番 この方なんですけれども、植木屋さんをやっています。略図の5-1、5-2、5-3とも、畑のほうは大変肥培管理もよくて、剪定された枝とかも落ちていなくて大変きれいでした。一部、境界石が分からないところがあったんですけれども、それは後日、地元の農業委員さんのほうに確認してもらえればいいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 御覧になって分かると思いますけれども、1つ1つは大きくはない畑ですけれども、随分いろんなところに点在してありますので、これらを管理して、きちっと栽培していくのは大変なことだなというふうに思いました。図面と突き合わせるのがとても苦労したのを覚えています。でも、土地の広さは広くはないけれども、できる範囲で頑張っておられるということですので、期待したいと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、金子職務代理、お願いします。

2 番 内野委員が申し上げたとおり、畑自体、境界石がちょっと分からないところが一部ありましたけれども、あとの部分では植木の管理もしっかりできているし、枝もない、ただ、やりにくい部分はあるのかなとは思いますが、本当に畑のほうはしっかり管理されていて、非常によかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番を島田加美委員、お願いします。

1 6 番 この方のところは、基本的にはネギを重点に行っております。ほかには、今、里芋、サツマイモ、またトウモロコシ、あとトマト、ナス等を植えてありました。

畑のほうは本当にきれいに作付されていて、本当にいい畑だと思いますので、特に問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 畑の形は、ちょっと不定形で見にくいんですけども、大変にきれいに管理されているので、目を見張るぐらい美しい畑でした。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、金子職務代理、お願いします。

2 番 今、両委員が申し上げたとおりで、本当に肥培管理は一番きれいだったかなと思います。広い範囲、畑の範囲はありますけれども、整然とネギだとか、いろいろ植わっていて、トウモロコシも、本当にこの形からして、ちょっとあれかなと思うけれども、本当に1つ1つが整然とされて、よく管理されていて、きれいで、とてもよかったし、大丈夫だと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7番を鈴木和昌委員、お願いします。

1 7 番 この略図7-1にあります、農地の2か所の間に通っている道の部分が、どうしても境界石が埋まってしまっていて分からないということもありましたので、後日、昨日ですか、お伺いしたところ、ポールが立っておりまして、一応確認ができました。また、この上のところの右側の建物なんですけれども、これは鶏舎で、ここは生産緑地には含まれておりません。

7-2のほうですが、こちらは、3年前に行ったときはイチョウの伐採した枝が放置されていたんですけども、今回はそういうこともなく、こちらのほうは境界の確認もきちんとできて、肥培管理は良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 この方の畑は、もう非常に多品種を栽培しておられました。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、金子職務代理、お願いします。

2 番 今、両委員が言ったとおり、肥培管理等は問題ない。先ほど鈴木委員に確認してもらったんですけれども、この中道のところは、本当に境界石が分からないというのがあったんですけれども、委員が後で確認してくれたということで、大丈夫だと思います。

その南ですけれども、作物は入っていますけれども、ちょっと草が多いかなと思ったんですけども、どうしても鶏舎、鳥をやっているので、鶏ふんとか、そういうものが堆肥が多いので、どうしても草の育ちもいいのかと思いますけれども、でも、品物的には作ごとに入っていますし、問題はなかったと思います。

7-2のほうは鈴木委員が言ったとおり、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等ありましたらお願いしたいと思います。質問ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、採決に移ります。議案第3号について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者につ

いて、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について説明いたします。

議案第4号、農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

土地の表示は柏町1丁目の3筆と4丁目の1筆となります。面積は1万234㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第4号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第4号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を清水清史委員、お願いします。

5番 この方は、先ほどの適格者証明の方と同一の方です。

略図の1-1なんですけれども、一部ウドが定植されていて、それ以外は耕うんされていました。1-2のほうなんですけれども、2か所とも耕うんされている状態です。

申請者の方と息子さんで野菜生産で管理されている畑でして、特に問題はありませぬので、証明に問題はありませぬ。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、採決に移ります。議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

その他、何かございますか。

次長 特にございません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は7月14日金曜日午後3時から208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時07分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員